

国立大学法人電気通信大学における内部質保証に関する基本方針

1. 目的

「国立大学法人電気通信大学における内部質保証に関する規程」第3条第2項に基づき、内部質保証に関する基本方針を以下のとおり定める。

2. 趣旨

電気通信大学は、理念の実現のため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その評価結果を改革・改善につなげることを通じ、恒常的かつ継続的に質の保証及び向上に取り組む。

3. 内部質保証の対象

内部質保証の対象は、教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生受入れとする。

4. 自己点検・評価の実施

自己点検・評価の実施にかかる評価実施組織、評価単位及び評価方法は以下のとおりとする。

(1) 評価実施組織

1) 教育課程の評価

情報理工学域、大学院情報理工学研究科において実施する。

2) 施設及び設備、学生支援、学生受入れの評価

(施設及び設備)

施設活用調整委員会、全学教育・学生支援機構学生支援センター、情報基盤センター、附属図書館において実施する。

(学生支援)

全学教育・学生支援機構学生支援センター、国際教育センターにおいて実施する。

(学生受入れ)

全学教育・学生支援機構アドミッションセンターにおいて実施する。

(2) 評価単位

1) 教育課程の評価

情報理工学域においては各類及び先端工学基礎課程、大学院情報理工学研究科においては博士前後期課程それぞれの専攻を評価単位とする。

2) 施設及び設備、学生支援、学生受入れの評価

施設及び設備、学生支援並びに学生受入れのそれぞれを評価単位とする。

(3) 評価方法

1) モニタリング（教育課程の評価）

(手順)

評価実施組織は、担当理事・副学長の下、評価単位ごとに、定量的及び定性的な情報・データを収集・分析する。結果は、評価室長に報告するとともに、担当理事・副学長と情報を共有し、必要に応じて改善を図る。

(点検項目)

大学改革支援・学位授与機構が定める大学機関別認証評価にかかる大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）の領域6の各基準を踏まえて評価室長が設定する。なお、評価実施組織は、その目標・特性等に応じ独自の点検項目等を定めることができる。

(実施頻度)

毎年度実施する。

(公表の有無)

公表する。

2) レビュー（教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生受入れの評価）

(手順)

評価実施組織は、担当理事・副学長の下、毎年のモニタリング結果やIR室が提供する情報・データ及び評価単位が独自に収集する情報・データ等に基づき、レビューを行う。レビュー結果は、評価実施組織内で共有するとともに評価室長に報告する。

(点検項目)

教育課程については、大学評価基準の領域6の各基準に基づき、また、施設及び設備、学生支援並びに学生受入れについては、領域4及び5の各基準に基づき評価室長が設定する。なお、評価実施組織は、その目標・特性等に応じ独自の点検項目等を追加することができる。

(実施頻度)

7年以内ごとに実施する。

(公表の有無)

公表する。

5. 関係者からの意見聴取

内部質保証の一環として、教育課程、施設及び設備、学生支援並びに学生の受入のそれぞれに関して、関係者からの意見を聴取する。実施するアンケートは以下のとおり。

評価の対象	実施内容	聴取対象	実施頻度	実施主体
教育課程	授業評価アンケート	全学生	毎学期	全学教育・学生支援機構 大学教育センター
	学生アンケート	学域3年次生	毎年度	全学教育・学生支援機構 学生支援センター
	卒業（修了）生アンケート	卒業生、修了生	5年毎	全学教育・学生支援機構 大学教育センター
	卒業（修了）時アンケート	卒業研究に着手している学域4年次生及び博士前期課程2年次生	毎年度	全学教育・学生支援機構 大学教育センター
	電気通信大学就職に関するアンケート	就職先（企業、団体等）	5年毎	全学教育・学生支援機構 学生支援センター
施設及び設備	施設利用実態調査	教員	毎年度	施設活用調整委員会
	学生アンケート	学域3年次生	毎年度	全学教育・学生支援機構 学生支援センター

学生支援	学生アンケート	学域3年次生	毎年度	全学教育・学生支援機構 学生支援センター
学生受入	入学者アンケート	学域及び博士 前期課程新入 生	毎年度	全学教育・学生支援機構 アドミッションセンター

6. レビュー結果の活用

- (1) 評価室は、各評価実施組織が実施したレビュー結果をとりまとめ、その結果に基づき、必要に応じて改善提案を作成し、学長に報告する。
- (2) 学長は、改善提案に基づき、評価室長を通じて、改善を要する評価実施組織に改善勧告を行い、勧告を受けた評価実施組織は、担当理事・副学長の下、改善方策を検討・実施し、改善を図る。
- (3) 評価実施組織は、改善の進捗状況について評価室長に報告し、評価室において改善の進捗状況を確認し、学長に報告する。
- (4) レビューを通じて得られた結果について、大学機関別認証評価及び国立大学法人評価等の評価に活用するものとする。

7. 関連する学内支援組織

以下の組織が内部質保証にかかる支援を行う。

大学教育センター	教育課程の質確保、向上の取組みを支援する。
IR室	評価実施組織がモニタリング又はレビューを実施する際、情報・データを提供する。

8. その他

評価室は、内部質保証にかかる取組の有効性や効率性を随時検証し、改善に不断に取り組む。